日本聖公会 管区審判廷 2008年第四号 第一小審判廷

(司祭 モーセ 原田文雄 懲戒申立却下に対する不服申立事件)

審 判

日時 2009 年 3 月 3 日 (火) 午前 11 時 場所 京都教区聖アグネス教会礼拝堂

審判

申立人 横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝

- 東京教区 清瀬聖母教会 ルツ 大谷英子
- 北海道教区 小樽聖公会 オーガスチン 牧野時夫 同

被申立人 モーセ 原田文雄

上記の当事者に関する2008年第四号事件につき、次の通り審判する。

〇主文

- 1. 京都教区審判廷が2008年9月24日になした本件懲戒請求を却下するとの審判を取り消 す。
- 2. 本件懲戒請求を京都教区審判廷に差し戻す。

○事実と判断

以下は、申立人等による管区審判廷への懲戒申立却下に対する不服申立事件2008年第四号の 経緯である。

- 1. 申立人等は2008年7月11日付で、日本聖公会京都教区審判廷に対し、審判申立書を提出 し以下の通り主張している。
- (1) 児童への性的虐待を犯して PTSD に羅患させ、成人後にも苦しみを与えている事実 被申立人の行なった児童虐待の事実については、道徳に著しく反することであるが、日本聖公 会法規第 210 条によれば、審判廷の申立において時効である。しかし、虐待被害者には PTSD と

いう形で現在でも苦しみが残っている。現在の被害者の現在の被害者の苦しみは、児童虐待とい う原因によるものである。被申立人は 2008 年現在でも、児童虐待による被害を与えつづけてい る。これは道徳に反し、聖職按手の約束に違反することであるため、懲戒を求める。虐待被害者 は 2001 年 4 月、PTSD によって自殺未遂をした。被申立人が自殺未遂に追い込んだ。同年同月、 被害者は当時の教区審判廷審判長に対し、PTSD を理由とした被申立人の懲戒を求めていた。申 立は法規上正式に却下されていない。審判廷規則第 22 条により、現在も時効が停止していると解 釈できるので、自殺未遂に追い込んだことも加害事実に加えて懲戒を求める。

(2) PTSD に羅患させたことの償いを拒み、被害者を攻撃した事実

被申立人は被害者の求めに応じて牧師を辞職することを拒み、また裁判においては事実無 根を主張し、被害者を誹謗中傷した。(2005 年 7 月最高裁判決) 兄弟に悪事をなすだけでな く、その償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。被申立人が償いを拒んだことと被害 者を攻撃したことは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書 160 ページ、161



ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSD の償いを拒み、被害者を攻撃した行為について、懲戒を求める。

(3) 教会の聖職に対する深刻な不信感を与えた事実

被申立人の児童虐待と、その後の裁判での言動などの一連の行為によって、被害者は人間不信になっている。被害者に対し、キリストの教会に対する不信と、男性恐怖を植えつけ、人生において、大きく躓かせた。この躓きは現在も回復していない。また、教区常置委員長であった被申立人の一連の行為及び教区当局者の不道徳な対処によって、被害者家族は 2005 年秋、教会生活を捨てることを宣言した。被申立人の一連の行為により、児童虐待の被害者と、被害者一家の信仰を躓かせたことは、聖職按手における約束に反することであり、懲戒を求める。

(4) 聖職の権威を用いて、悪事の隠蔽を行った事実

被申立人は、児童にわいせつ行為を行なうにあたり、聖職の地位を利用して、被害者に対してマインドコントロールを行った。被害者は聖職である被申立人の言葉を信じて、苦痛や疑問を打ち消した。また、被申立人は聖書の言葉を引用して、口封じをした。被申立人の以上の行いにより、成長期にあった被害者が、性被害に気付く機会を奪った。被害者が性被害に気付いたのは 1997 年秋であり、同時に隠蔽行為にも気付いた。しかし被害者は、気付いた時点でも被申立人を許さねばならないと考え、自分の方が悪いと考えて自分を資めた。聖職である被申立人を資めたり訴えるのは不当だと考えた。2001 年 4 月、被害者は被申立人のマインドコントロールから離れて、その権威を完全に否定し、被申立人の退職を求める文書を教区主教に提出した。聖職の権威を利用した悪事の隠蔽は 2001 年 4 月まで有効であった。

2001年4月、被害者は教区審判廷審判長に対して、被申立人の懲戒を願い出た。この申立において、懲戒の事由である事実を記した文書には口止めのことが記されている。被害者によって提出された申立書の記載には不備が見られるが、審判廷規則第17条による補正の命令が出されておらず、法規上、正式に却下されていない。被害者側は、更なる裁判は避けたいが申立を自ら取り下げることはしないとしている。従って、被害者によるこの申立は現在においても有効である。審判廷規則第22条により本件についての時効は停止している。被申立人が聖職の権威を悪用して、悪事を隠蔽したことはキリストの名を汚し神の名を冒流する行為である。

また被申立人は裁判において、教会内における自分の地位を誇示して、悪事の隠蔽を図った。陳述に当たり、自分の主張は教会の教義であると説明した。(2005 年 7 月に最高裁判決)被申立人は、キリスト教会の信用、聖職の権威と地位を公に悪用した。教会の権威を汚し、神の名を冒涜する行為について、懲戒を求める。

2. 被申立人が児童虐待により被害者を PTSD に羅患させた事実に即し、申立人等は加害者、原田文雄元牧師について懲戒申立を請求したが、日本聖公会京都教区審判廷は 2008 年 7 月 31日付で申立書記載事項に不備な点があり審判廷規則第 5 章 16 条 4 項を満たしていないと判断し、同年 9 月 15 日の期限を設け申立書記載事項補正命令書を申立人に送付した。申立書記載事項補正命令書の内容は以下の通りである。

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡単明瞭に述べてください。「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ(あるいはいつからいつまで)、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

- 3. この申立掛記載事項補正命令書に対し、申立人等は補正命令による修正を行い、同年9月10日付で再度審判申立書を提出した。審判廷規則第19条により4個の懲戒申立を併合し、懲戒の事由である事実を明確化し申立の趣旨を被申立人の終身定職を求めるものとした。以下がその内容である。
 - (1) 児童への性的虐待を犯して PTSD に羅患させ、成人後にも苦しみを与えている事実被申立人は 1982 年から 1988 年まで、当時の被申立人の勤務教会及び信徒の私宅、その他の場所において、複数の児童に対して性的虐待を行った。被害者の一人、は小学校 4年生の時から中学 3 年生まで虐待を受け、成人後、深刻な PTSD に罷患し現在も症状が残っている。被申立人は被害者に対し、2008 年現在も苦しみを与えている。虐待被害者の一人、は 2001 年 4 月、PTSD によって自殺未遂をした。被申立人が自殺未遂に追い込んだ。この被害者は当時の教区審判廷審判長に対し、PTSD を理由とした被申立人の懲戒を求めていたが、申立は法規上正式に却下されていない。審判廷規則第 22 条により、2008 年現在も時効が停止しているので、被申立人が被害者を自殺未遂に追い込んだことも加害事実に加えて懲戒を求める。

申立の趣旨

被申立人は 2008 年現在でも、児童虐待による PTSD 被害を与えつづけている。児童虐待の 結果として PTSD の痛みを与えていることについて、懲戒を求める。申立人は、被申立人の 終身停職を求める。

(2) 児童虐待の結果として PTSD に篠患させたことの償いを拒み、被害者を攻撃した事実被申立人は 2000 年から始まった児童虐待被害者 との話し合いにおいて、被害者の求めに応じて牧師を辞任することを拒んだ。被申立人は謝罪文を 2 通書いたが、牧師辞任によって謝意を表すことをしなかった。話し合いが決裂し、教区への訴えも却下された結果、2001 年に民事裁判が被害者によって提訴された。被申立人は裁判において事実無根を主張し、被害者を誹謗中傷した。(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成 13 年 (ワ) 第193 号) 民事裁判は 2005 年 7 月 19 日に最高裁判決が出るまで続いたが、被申立人は徹底して償いを拒み、被害者を中傷し続けた。

申立の趣旨

兄弟に悪事をなすだけでなく、その償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。被申立

人が償いを拒んだことと被害者を攻撃したことは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書 160 ページ、161 ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSD の償いを拒み、被害者を攻撃した行為について、終身停職の懲戒を求める。

(3) 教会の聖職に対する深刻な不信感を与え、信仰を躓かせた事実

被申立人の児童虐待と、その後の裁判(奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)での言動などの一連の行為によって、虐待被害者の一人 は人間不信になっている。被申立人は被害者に対し、キリストの教会に対する不信と男性恐怖を植えつけ、人生において、大きく躓かせた。この躓きは2008年現在も回復していない。また、教区常置委員長であった被申立人の一連の行為及び教区当局者の不道徳な対処によって、被害者家族は2005年秋、キリスト教信仰を捨てることを宣言した。被申立人の一連の行為により、児童虐待の被害者と、被害者一家の信仰を躓かせた。

申立の趣旨

被申立人の一連の行為により、児童虐待の被害者と、被害者一家の信仰を躓かせたことは、 聖職按手における約束に反することであり、被申立人について、終身停職の懲戒を求める。

(4) キリスト教会と聖職の権威を用いて、悪事の隠蔽を行った事実

被申立人は、1982 年から 1988 年まで児童にわいせつ行為を行なうにあたり、聖職の地位を 利用して、被害者に対してマインドコントロールを行った。被害者 申立人の言葉を信じて、苦痛や疑問を打ち消した。また、被申立人は聖書の言葉を引用して、 児童に口封じをした。被申立人の以上の行いにより、成長期にあった被害者が、性被害に気 付く機会を奪った。被害者が性被害に気付いたのは 1997 年秋であり、同時に隠蔽行為にも気 付いた。しかし被害者は、気付いた時点でも被申立人を許さねばならないと考え、 自分の方が悪いと考えて自分を責めた。聖職である被申立人を責めたり訴えるのは不当だと 考えた。2001年4月、被害者 は被申立人のマインドコントロールから離れて、その 権威を完全に否定し、被申立人の退職を求める文書を教区主教に提出した。聖職の権威を利 用した悪事の隠蔽は 2001 年 4 月まで有効であった。2001 年 4 月、被害者 🕶 🖼 は教区審 判廷審判長に対して、父親と共同で被申立人の懲戒を願い出た。この申立において、懲戒の 事由である事実を記した文書には口止めのことが記されている。被害者によって提出された 申立書の記載には不備が見られるが、審判廷規則第17条による補正の命令が出されておらず、 法規上、正式に却下されていない。被害者側は、更なる裁判は避けたいが申立を自ら取り下 げることはしないとしている。従って、2001年に出された、被害者によるこの申立は現在に おいても有効である。被申立人は 2001 年 4 月まで聖職の権威を悪用して、自分の悪事を隠蔽 したが、審判廷規則第22条により本件についての時効は停止している。被申立人は上記の児 童虐待に関わる民事裁判(奈良地方裁判所 葛城支部 平成 13 年(ワ)第 193 号、最高裁判 決日 2005 年 7 月 19 日) において教会における自分の地位を誇示して、悪事の隠蔽を図った。 また、陳述にあたり自分の主張は教会の教義であると説明した。

申立の趣旨

被申立人が聖職の権威を悪用して、判断の乏しい子供に対し、自分の悪事を誤魔化したの

はキリストの名を汚し、神の名を冒涜する行為である。また被申立人が裁判において、キリスト教会の信用、聖職の権威と地位を公に悪用し、悪事の隠蔽を図ったことは、教会の権威 を汚し、神の名を冒涜する行為である。申立人は、被申立人について終身停職の懲戒を求め る。

- 4. 日本聖公会京都教区審判廷は、2008 年 9 月 24 日付で決定書を送り、上記の申立人等による 再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれ に」、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、補正されたものとして受理せず、 日本聖公会法規第 200 条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないという判断にお いて、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で本件懲戒申立を却下したものである。
- 5. 申立人等は、上記決定勘を受け管区審判廷に不服申立勘を提出し、その不服申立の趣旨として原審判の却下についての法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考え、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めた。

不服申立の理由は以下の通りである。

京都教区審判廷の却下決定理由によれば、審判廷規則第17条による補正命令に従わなかったことを理由として、同規則第17条2の規定に従って却下したとしている。

不服申立人は、以下の5点においてこれが却下の理由とならないことを主張する。

(1) 補正命令に従っていないというのは事実誤認である。

申立書の「懲戒申立の事由である事実」は十分特定できる表現に補正されている。懲戒の 対象となる行為について、裏付けの取れる形の指定がされている。以下、申立書の補正内容 を説明する。

- 申立事実 1、「児童への性的虐待を犯して PTSD に罷患させ、成人後にも苦しみを与えている事実」に関しては、すべて補正命令の要求通りに「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」が説明されている。被害者名を明示し、行為の時期、場所、行為の内容が示されている。申立事実 1 の行為の内容とは、PTSD の被害を与えたことを指している。
- 申立事実 2、「児童虐待の結果として PTSD に罷患させたことの償いを拒み、被害者を攻撃した 事実」では、示談中の場所の特定がされていない。これは話し合いに主に手紙を用 いているためである。性的虐待の加害者である被申立人に対し、被害者が面会する のを拒んだためである。手紙のやり取りに「どこで」という場所の特定は意味がな い。被申立人と被害者の父親が直接面会した時に償いを拒んだ場所も存在するが、 被害者当人との話ではない。後半部分の記述は裁判中のことであり、場所は言うま でもなく裁判所である。場所と期間は明示され、特定できる. 被害者名は表示した。 償いを拒否する姿勢については裁判の開始時に被申立人自身によって明らかにされ た。しかし、被害者を攻撃した事実の詳細な内容は、長期かつ多数にのぼる行為で あり、申立書での詳細な記述は不可能である。問題とする範囲が広すぎるため、基 本的には審判が始まってから具体的かつ詳細な説明をすべき性質のものと考える。



申立書に事実関係を全て書くのは不可能であるし、申立人の詳細な主張や審判員からの疑問は本来、審判廷の開廷後に出されるはずのものである。法廷が明白に特定されているので、行為の全体も特定できる。

- 申立事実 3、「教会の聖職に対する深刻な不信感を与え、信仰を躓かせた事実」について。懲戒 対象となる被申立人の行為は、「被害者に教会への不信感を与えたこと」である。被 害者に不信感を与えた理由の説明もしているが、申立事実 1 及び 2 で示した PTSD 被害と同時の状況であることを、ここで改めて説明する。この申立は併合されてい るため、相互の事実が関連していることは前提とされている。主に被害者の内心に 関わることであるので、場所についての特定はすることができない。時期は 2008 年現在までとした。被害者名も表示した。
- 申立事実 4、「キリスト教会と聖職の権威を用いて、悪事の隠蔽を行った事実」について。前半部分の、児童虐待の現場については、申立事実 1 と同様の状況である。時期、被害者名は明示し、問題の行為内容は「自分の悪事を口止めしたこと」である。後半部分に関しては場所は言うまでもなく法廷であり、裁判所名及び時期、事件番号が明示されている。法廷の特定が可能であり、法廷の記録は公式記録として残っている。

以上、「懲戒申立の事由である事実」の特定ができるよう申立魯の補正が行われたことを示した。京都教区審判廷は、申立人による補正が不十分であるとさえ評価せず、全く命令に従わなかったかのように評価をしたが、これは事実誤認である。

(2) 申立却下の理由が表示されていない、或いは適切な却下理由の表示がされていない。

却下理由に「事実が明記されておらず、補正されているとは認められません」とあるが、実際に補正命令の指示方向に従って申立の補正が行われている以上、補正がされていないというのは事実誤認であり、せめて申立人の行った補正が基準に達しなかったというべきである。そうであれば、事実関係を明記する上での基準に到達しなかったとして却下理由を示すべきであるのに、却下の根拠となる基準が示されていない。事実がどれぐらい明らかにされるべきか、法規上の基準を示すべきである。懲戒事由となる事実の特定は申立街の表示によって十分可能である。

今度の却下において、正当な判断基準があったとは認められない。なぜなら申立人は確か に補正命令に応じて補正を行ったが、却下決定に於いては、どのように不適格であったのか という評価が示されていないからである。これでは却下において正当な基準があったとは認 められない。

(3) 申立魯は、審判廷規則から導き出されるところの要求基準を満たしている。

申立時点においては、事実の存在についての真実性は審判廷において証明されていない。 審判廷が開廷された上で事実の証明がなされて審判が下されるまでは、申立事実の存在の確 かさは審判廷によって認められたとは言えない。従って、「懲戒申立の事由である事実」とは、 審判廷が特定できる所の事実ではなく、あくまで申立人が特定している事実を表示するもの である。審判廷規則第27条には、準備書面についての規定があるが、主張しようとする事実 と証拠を告面にて提出するように求めている。審判廷が申立人の主張を判断して事実を特定 したり、申立人に裏付けを求めるのは、開廷後の場面であることが示されている。 審判廷規則によれば、申立時点において『審判廷が事実の特定をすること』は求められておらず、審判廷に事実特定を可能にせしめる申立書は要求されていない。従って、京都教区 審判廷による申立却下には、法規上の根拠がない。

(4) 申立書は法規に形式的に違反する記載ではないから、補正命令には法規上の根拠がない。 補正命令が要求する「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」を明白にすることは、 審判廷規則第 16 条には規定されていない。規則には、ただ事実を記すように書いてある。 申立書が審判廷規則に形式的に違反していない以上、京都教区審判廷の出した補正命令は審 判廷規則第 17 条に根拠をもつものではない。従って、同規則第 17 条 2 に規定された却下の 根拠も失う。申立は、法規上の根拠なく補正命令が出され、却下された。

以上のことから、京都教区は申立書の不備を指摘したのではなく、審判廷の開廷そのものを拒否したというべきである。申立には法規上の形式的不備はないが、そもそも規則第 17 条の条文は、形式上の理由による申立却下を可能な限り避ける趣旨であると理解できる。聖公会においては、大抵の信徒は法規の素人である。素人の申立について、形式的な理由による却下をせず、なるべく受理するために補正を要求するのである。重大な問題提起を尊重して扱うための第 17 条規定であり、補正命令は善意を持って行なわねばならない。申立の却下決定は、事判廷規則第 17 条の意図にも反していると主張する。重大な問題提起がされているにも関わらず、審判廷は規定に形式上違反していない申立の門前払いをするべきではない。開廷して意見を開き、審理した上で結論を出す法規上の義務がある。

(5)申立却下の理由として示された文章に「懲戒を受けるべき行為の特定ができません」とある。 しかし、申立時において審判廷が「懲戒を受けるべき行為の特定」をすることは、原理的 にできない。したがって申立却下の理由として不適切である。審判廷が審判を開く前に、懲 戒対象の罪状および事実を特定することは、厳密には不可能であり、原理的にも不可能であ る。たとえ完全かつ明白な事実の表示がなされていても、申立時点で申立人の言うところの 「懲戒申立の事由である事実」を審判廷が完全に把握することは不可能である。これは、審 判廷の懲戒基準が明文化されていないことによる。以下、このことを説明する。

日本国の法によって裁かれる場合など、処間の対象となる行為が厳密に規定されている場合であれば、懲戒申立の事由である事実は、法律の条文に照らして明白に特定できるが、日本聖公会においては懲戒の対象となる行為について明白な基準は設けられていない。懲戒の対象となる行為については法規第 198 条、第 199 条、第 200 条に記されているが、「その他著しく不道徳または不正であること」という曖昧な規定が記されており、被申立人の行為が著しく不道徳であるかどうかの判断は、審判廷での審理に任されている。従って、実際に審理が始まってしまわなければ、被申立人の行為が「懲戒申立の事由である事実」と言えるかどうか、定かではないのである。思考実験として、一例を挙げる。不倫或いは姦淫と言われる行為については、日本国の刑法では犯罪と規定されていないので刑事事件として裁かれることはないが、教会においては不道徳であるとの一定の理解があると思われる。従って申立の理由となり得る。しかし、姦淫の行為が教会において「懲戒の対象となる事実」と認定されるかどうか、それは審判廷を開延し審理を行って、審判の決定が出されるまで誰にも予想



١

出来ないのである。なぜなら、著しい不道徳であるかどうかについては、審判廷の自由な心証による判断に依るように定められているからである。(後述、審判廷規則第 38 条)申立人が姦淫の事実を「懲戒申立の事由である事実」として書いたような場合にも、審判廷審判員は、姦淫の行為が懲戒に当たるとは考えないかもしれない。結果、審判廷は申立書を読んでも、懲戒の事由となる事実を特定できないことになる。

以上の想定事例により、申立の時点では、申立人と審判員の間には「懲戒申立の事由である事実」に関する共通認識を全く期待できないことを証明した。

従って、一般的に言って、申立の時点で審判廷が「懲戒申立の事由である事実」の厳密な 特定ができないことを理由に門前払いをすることは適当ではなく、不当である。実際に審判 を開かねば、「懲戒事由である事実」の厳密な特定を審判廷が行なうことはできないのである。

以上のことから、申立替において述べられる「懲戒申立の事由である事実」というのは、 審判廷が十分特定できるところの事実ではなく、あくまで申立人が懲戒すべきと考える事実 が記されるものである。審判廷が申立時点で、不道徳と主張される事実を特定できない場合 でも、それは開廷後に申立人が詳細に主張する性質のものである。審判廷は疑問点がある場 合、開廷した後、審理の中で不明な問題を問うべきである。双方の詳細な主張を開いた上で も申立人が問題を明確に出来なかったなら、その時に、事実関係の不明を理由に棄却の判断 を下すべきである。

(審判廷規則第38条について。ここで規定されている「自由心証」には、証拠能力の評価など、事実関係を推察する判断だけではなく、道徳的価値判断も含まれている。道徳的価値基準は法規に明記されていないからである。明確な規定がない以上、事判員の判断に任せる他はない。) 不服申立人は以上の理由をもって不服を主張し、京都教区審判廷による申立却下決定の取り消しを求め、京都教区審判廷に差し戻しを求めるものである。

6判断

- (1) 日本聖公会京都教区審判廷が、2008 年 7 月 31 日付で申立書記載事項に不備な点があり、 審判廷規則第 5 章 16 条 4 項を満たしていないと判断し、同年 9 月 15 日の期限を設け申立 書記載事項補正命令書を申立人に送付した内容について、申立の趣旨、申立の事由である事 実、証拠方法について明確化の整理を補正させる命令は意味あるものとして一定の理解がで きる。
- (2) 申立人等が再提出した補正命令による修正を加えた審判申立書について、当管区小審判廷は 申立の趣旨、理由の存在を確認し被申立人への終身停職の懲戒を求める旨を理解する。一方、 京都教区審判廷は、申立人等による再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「い つ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、 補正されたものとして受理せず、日本聖公会法規第 200 条の懲戒事由を構成する事実が明 らかにされていないという判断において、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で 本件懲戒申立を却下したものである。しかし、懲戒を受けるべき行為の特定自体は申立人等 が主張するように、民事裁判において明白であり、裁判所において攻撃防御を尽くして応分 の判断が下された事案においては、審判廷においても、最終的な司法判断を、特段の事由が ないかぎり、尊重すべきものと判断せざるを得ない。その判断から申立人等の主張する、補

正命令に従っていないというのは不当な評価であることが伺える。以上のような観点から判断すれば、京都教区審判廷が下した却下の理由に正当性を認めるのは困難である。

- (3) 上記の理解から、本件における最高裁判所によって支持された大阪高等裁判所の民事判決の 事実認定は首肯できるものであり、被申立人に対する懲戒の是非について京都教区審判廷は 審理を尽くすべきであったと判断せざるを得ない。
- (4) 申立人等によって、2008 年 10 月 6 日付で管区審判廷に不服申立書を提出された、不服申立の趣旨として「原審判の却下については法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考えるため、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めます。」と述べているところに従い、当審判廷は申立てを次項目、「理由」にあるように判断した。

〇理由

日本聖公会は、国家と宗教の分離の原則からして、当然に日本の裁判所の司法判断にすべて服さなければならないといういわれはないが、本件のごとく関係当事者が、裁判所において攻撃防御を尽くして応分の判断が下された事案においては、特段の事由がないかぎり、審判廷も最終的な司法判断を尊重すべきものと判断する。さすれば、審判廷規則第38条に明定されている本件の弁論の全趣旨及び証拠に基づけば、最高裁判所によって支持された、大阪高等裁判所の民事判決の事実認定はその大要において、首肯することができ、つまる所、司祭原田文雄を司法判断に準拠した懲戒にするだけの非行の事実はゆうに認定することができる。それにもかかわらず、審理不尽のまま手続的に審判を終結させた京都教区の審判廷の判断は、破棄差戻しされることが相当である。

以上の理由から、日本聖公会審判廷規則第53条第1項に従い、審判員全員一致の意見で主文のとおり審判する。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷第一小審判廷



本書は審判の謄本である。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷 第一小審判廷

審判長主教 アンデレ 中 木丁 豊